

第5章 全体構想

(1) まちづくりの理念

本市の最上位計画である「小野市総合ビジョンー夢プラン 2030ー」では、時代背景や社会潮流、市民が理想とするまちのイメージなどを踏まえ、基本理念を次のように定めている。

**『人いきいき まちわくわく ハートフルシティ おの
—NEXT STAGE—』**

この基本理念に基づき、自然環境の維持・保全と、適切な土地利用との両立を図りつつ、地域コミュニティの活性化に努めるべく、本マスタープランにおけるまちづくりの理念を次のように定める。

**自然との調和と多様な主体の協働による
活気とにぎわいがあふれる都市 おの**

(2) まちづくりの考え方

上記の理念に沿ったまちづくりの実現に向け、軸となる考え方として次の3点を掲げる。

①人口減少に対応した適正規模のまちづくり

人口減少や少子高齢化が進行する今日において、「人口規模に対応した適正規模のまちづくり」を考えていく必要があるが、本市では市内全域で人口減少が進行しているわけではなく、市街化区域内の人口は増加傾向にあるのに対し、市街化区域以外（市街化調整区域及び都市計画区域外）の人口は減少傾向にあるという特性がある。そこで、各地区の実情を鑑みたまちの在り方を考えていく必要がある。

人口が増加傾向にある市街化区域では、空き家や空き店舗の利活用、用途地域の見直し等による、適切なまちづくりを推進する。

市街化調整区域や都市計画区域外においては、自然環境の維持保全に努めつつ、特別指定区域制度や地区計画等を活用し既存集落の維持に努める。さらに、日常生活に必要な公共サービスや公共インフラ等を集落内に集積させ、集落単位での生活基盤の構築を図る。

②住みたいと思える選ばれるまち

人口規模に対応した適正規模のまちづくりを進めつつ、住む人々がまちに愛着を持ち、住みたいと思える環境整備が必要である。子育てや教育施設の整備、雇用の場の創出、医療や福祉施設の充実等により、住環境の整備に努める。また、自然環境の保全と自然災害への対策に努め、安全・安心な暮らしができる環境整備に努める。さらには、地域の特性等を広く発信し、「訪れたいまち」として本市の魅力を伝えることで、交流人口や関係人口の増加や、移住定住の推進を図り、住みたいと思える選ばれるまちを目指す。

③地域コミュニティの醸成

人々の価値観の多様化や地方分権などの社会システムの変化に伴い、市民・事業者・NPO等と行政との協働によるまちづくりが求められている。多様な主体がまちの現状や課題について考え、互いの意見を共有することで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった機運の向上（地域コミュニティの醸成）につながるまちづくりを目指す。行政は市民ひとりひとりが主体性を発揮し合える機会や環境の創出を図り、地域の絆を深め活気のあるまちを目指す。

(3)まちづくりの方針

基本理念に基づく具体的な取り組み指針となる基本方針として、次の3点を掲げる。

①小野型コンパクト・シティの再構築

本市では市の中央に位置する小野地区を中心に市街地を形成し周辺都市を「小野型コンパクト・シティ」の構築を図ってきた。とりわけ、神戸電鉄小野駅から小野商店街周辺を中心とした都市構造を描いてきたが、市の中心が市役所を中心としたシビックゾーンへと移行する中、小野型コンパクト・シティの在り方について見直し再構築を図る。

市役所や警察署、うるおい交流館エクラなどの公共施設が集積するシビックゾーンを市の中心として複合的な都市機能の充実を図る。一方、神戸電鉄小野駅から小野商店街周辺にかけては、小野らしさである「懐かしさを感じる古き良き陣屋風景」を維持しつつ、新たな居住地の確保、市民の交流空間の形成など用途の見直し等を検討する。

市街地周辺の田園集落地や山林地帯等においては、郷土景観や自然環境を保全しつつ、雇用の場の創出や住宅地の確保など、本市の限られた市街地では成し遂げることが困難な都市機能の補完を図る。また、市街化区域以外では地区ごとに生活利便施設等の集約を図り、地区単位での生活コミュニティを形成する。

市民の移動手段として、らんらんバスやデマンド交通などの公共交通体制を強化し、電気自動車（EV）や自動運転などの将来的な新モビリティの導入も視野に入れ、複合的な地域公共交通により、市街地と周辺エリアとを結ぶ交通ネットワークの構築を図る。

このように、シビックゾーンを中心とした市街地の充実を図り、周辺地区の郷土景観や自然環境を保全しつつ、周辺市街地で都市機能を補完する。さらに、地区ごとにコミュニティを形成し地域公共交通網で結ぶことで、小野型コンパクト・シティの再構築を図る。

②小野型サステイナブル・コミュニティの形成

まちづくりにおいて、地域の文化や住民同士の絆などのコミュニティの形成と強化が重要である。世代間や地域間の交流が活性化することで、地域コミュニティの輪が広がり、新たな地域活動が生まれ、市全体の持続的なまちづくりにつながると考える。こうした、地域コミュニティの形成と地域活動の活性化による持続可能なまちづくりを「小野型サステイナブル・コミュニティ」として、市民主体のまちづくりを目指す。市民を中心とした地域コミュニティが主役となり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもと、多様なまちづくり活動を展開することで、持続可能なまちづくりを目指す。

③小野型パートナーシップ・システムの構築

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、都市が直面する課題が多岐にわたっている点を踏まえると、専門知識や技術、多様な視点を持つ企業やNPOとの協働によるまちづくりが求められる。

そこで、各自治会の自主的な活動を支援し、更には事業者やNPOなどの地域団体もまちづくり活動へ参画し、市民・事業者・NPO・行政等の協働によるまちづくりを推進する。また、本市職員の都市計画に関する専門知識やスキルの向上を図りまちづくり活動に参画することで、職員のまちづくりに対する理解と関心の向上を目指す。こうした取り組みにより、様々な主体が地域課題に対する当事者意識を持ち、自主的にまちづくり活動に参画し協働しあう小野型パートナーシップ・システムの構築を目指す。

(4)小野市の都市構造

これらのまちづくりの方針に基づき、「多極ネットワークコンパクトシティ」を本市の都市構造として掲げる。

シビックゾーンをはじめとした市街地を中心に、道路交通網や公共交通等による地区間の連携や、他市町等との広域的な都市間連携によるネットワーク型の都市構造を目指す。

浄谷黒川丘陵地、北播磨総合医療センター、ひまわりの丘公園など市内有数の都市機能を有するエリアを多極的なエリアと位置づけ、個々の特性や機能を発揮し合うことで都市機能の相乗効果を図る。

市街地や田園地域では、自然と調和した良好な住環境を確保し、里山・山林では自然環境を保全しつつ、適切な土地利用を推進する。

これらの都市構造を図化した概念図を次頁に記す。

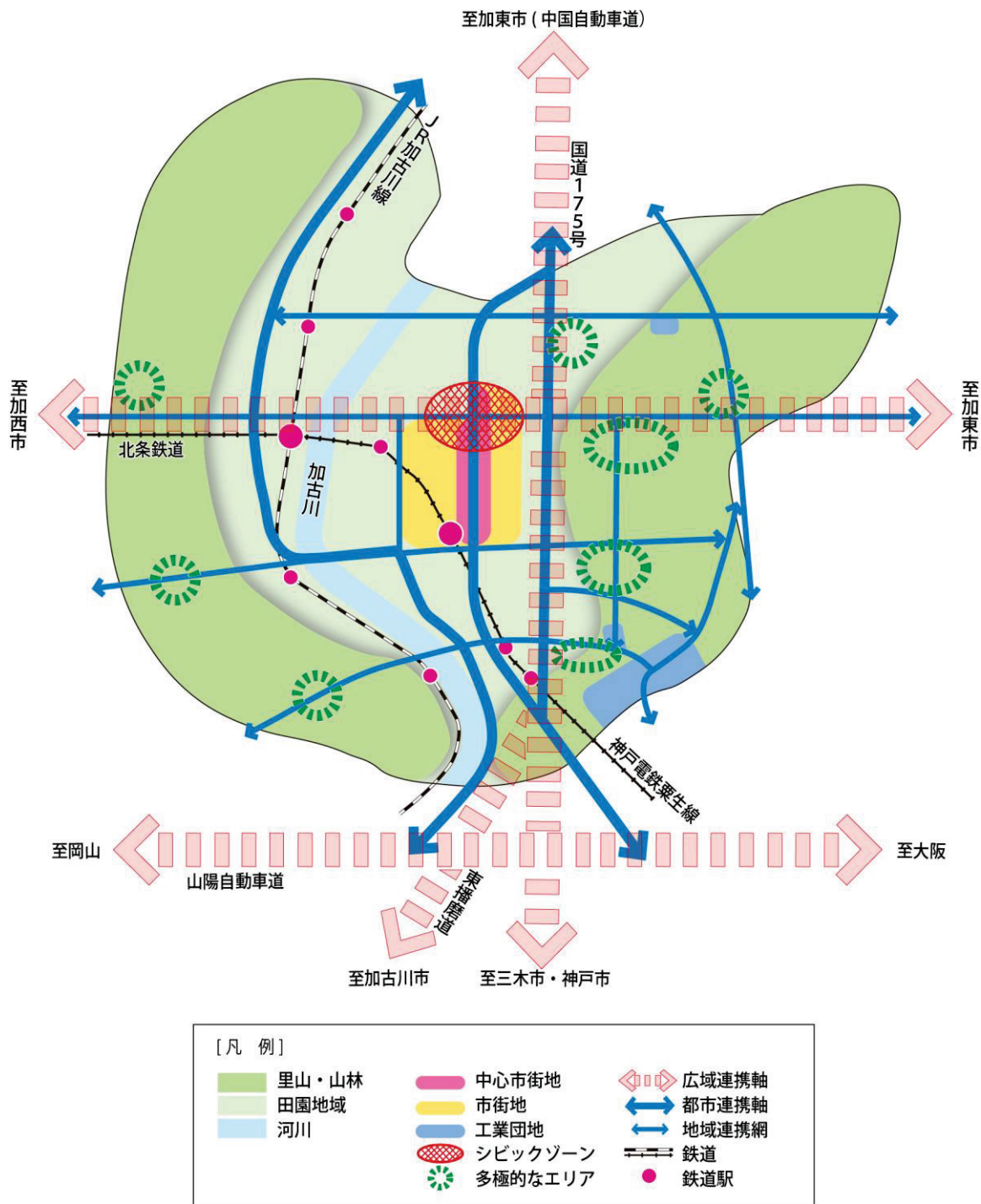


図5-1 都市構造の概念図

シビックゾーン

- 行政機能や公共施設が集積するエリア。市役所や図書館、うるおい交流館エクラなどがある。

多極的なエリア

- 市街化区域周辺において公共、産業、福祉、健康等の都市機能を有するエリア。浄谷黒川丘陵地（公共、健康、産業）、小野長寿の郷構想（医療、健康、福祉）、白雲谷温泉ゆびか（観光）などがある。

広域連携軸

- 県内外の広域にわたる都市間を結び、主要な交

通軸。国道175号、東播磨道、山陽自動車道等がある。

都市連携軸

- 隣接市をはじめ、県内の主要な都市間を結ぶ交通軸。加古川市へ至る県道18号（加古川小野線）や、加東市へ至る県道349号（市場多井田線）等がある。

地域連携網

- 地区ごとの生活圏間や多極的なエリアを連携し、市域内を結ぶ交通軸。新都市中央線や新都市南北線等がある。

(5) まちづくりの整備方針

1) 土地利用方針

① 市街地等における土地利用方針

ア. シビックゾーン

市役所周辺に公共・商業等の都市機能を集約し、市の中核部としてにぎわいある都市空間の形成を図る。また、図書館東地区のまちづくりをはじめ、周辺環境と調和した更なるシビックゾーンの拡大と充実を図る。

イ. 中心市街地ゾーン

シビックゾーンから神戸電鉄小野駅にかけての一带を中心市街地と位置づけ、エリアごとの特性に応じた中心市街地の形成を図る。シビックゾーンにおいては、市の中核部として公共施設や商業施設等の立地を推進する。神戸電鉄小野駅から小野商店街周辺では、商店街周辺の陣屋風景を小野らしさとして継承する一方、空き地や空き家等を利活用し居住空間や交流空間を創出するなど、持続と改変の両立を目指す。また、生活道路の維持改善、まちなかの緑の創出、公園や広場の整備、避難路や避難場所の確保等に努め、安全で快適な市街地環境の形成を図る。

ウ. エリア形成ゾーン

地区ごとの特性に応じたエリアを形成し、都市機能の充実を図る。

来住町（鴨池周辺）、黍田町（白雲谷温泉ゆびか）、浄谷町（ひまわりの丘公園、浄土寺）、万勝寺町（こだまの森）では豊かな自然環境を活かし、「観光エリア」として健康・娯楽・憩いの場を形成する。

北丘町、万勝寺町、山田町等では既存の工業団地や産業・流通等の更なる活性化と、それに伴う市の経済促進を図る。

市場町の北播磨総合医療センター周辺は「医療・健康・福祉エリア」として、健康・安心・生きがいのまちづくりを目標とする小野長寿の郷構想に基づき、里山環境・景観との調和を図りつつ、医療、健康及び福祉機能が連携した生活空間の創出を図る。

さらに、浄谷黒川丘陵地の一部を「都市施設整備予定エリア」として、生活基盤や健康増進などの複合的な土地利用を推進し、ごみ処理施設やスポーツゾーン、野外活動ゾーンなど、多様な都市機能の充実を図る。

また、浄谷黒川丘陵地の一部や天神町、市場町等に広がる広大な土地を「土地利用検討エリア」として、産業用地や住宅地整備の推進など、有効に土地が利活用されるよう適切な誘導・活用を促す。

エ. 公共・商業等複合ゾーン

市役所、警察署、図書館などの公共施設と、宿泊施設、商業施設等を最適に配置し、市民の生活利便性の向上を図る。また、周辺の自然環境と調和を図りつつ、新たに市街化区域への編入を検討するなど積極的な土地利用を推進し、シビックゾーンの更なる充実を図る。

オ. 文化・住居・交流ゾーン

神戸電鉄小野駅から小野商店街周辺にかけての伝統ある雰囲気を継承しつつ、空き家や空き

地となった土地を利活用し居住空間や交流空間を創出するなど、時勢や市民ニーズ等に応じた用途の見直しを行うことで、適切な土地利用を推進する。

カ. 住居（専用）ゾーン

雨水排水施設整備の促進や段階的な生活幹線道路の整備等による良好な居住環境の形成を推進する。また、住宅地の最低敷地面積を設定し密集化を防止するなど、災害に強い住宅エリアの形成に努める。

キ. 産業ゾーン

北丘工業団地や小野工業団地、ひょうご小野産業団地などの産業ゾーンは、主要幹線道路などの広域幹線道路の整備効果を活かし、活発な経済活動の推進と雇用の創出を図る。また、片山町周辺や高田町周辺等においては、地域産業の維持・振興を図り、多様な就労場所と拠点用地を確保し、職住が近接する都市構造の確立に努める。

ク. 新市街地検討ゾーン

市街化区域の外縁部においては、今後の都市的土地利用の動向を踏まえたうえで、農地など農業生産環境の保全に配慮した適切な新市街地の形成を検討する。

ケ. その他の方針

市街化区域内において、指定されている用途地域と土地利用の現状とに乖離が生じていたり、当初の目標像とは異なる土地利用が見受けられる区域がある。こうした区域について、必要に応じて用途地域の見直し等の施策を検討し、適切なまちづくりを推進する。

②市街地以外における土地利用方針

ア. 鉄道駅周辺活性化ゾーン

駅周辺に都市機能を集約させ、鉄道駅を中心とした地域コミュニティの形成や、駅周辺を観光拠点の玄関口としたまちづくりなど、駅周辺の自然環境や建物の立地環境等と調和した土地利用を検討する。

イ. 住宅団地ゾーン

市街化調整区域等の住宅団地は、現在の良好な住環境の保全、維持を図る。また、北丘工業団地や小野工業団地、ひょうご小野産業団地などで働く労働者の定住先として、住宅団地内の空き家や空き地を利活用した住宅地の整備を推進する。

ウ. 沿道利用誘導ゾーン

国道 175 号等の主要幹線道路沿道において、交通利便な立地条件を活かし、地区計画等の活用による、沿道サービス施設等の立地誘導を検討する。

エ. 田園共生地ゾーン

市街化調整区域の集落地周辺は、コミュニティ活動や生活基盤等の維持・強化を目指して、市

民・事業者・行政等との協働によるまちづくり構想を確立する。

集落の活力維持や地域の活性化を図る必要がある地域などは、特別指定区域制度や地区計画等を活用し、定住環境や生活利便施設、地域振興に資する事業所等の整備を推進する。

オ. 田園緑地ゾーン

市街化調整区域や都市計画区域外に広がる集団的な優良農地は、保全することを基本に、まちづくり構想等に基づいて、一定区域内における定住環境の向上のための土地利用について検討する。

カ. 里山ゾーン

里山等の山林は、防災機能、レクリエーション機能等の多面的な機能が発揮できるように保全することを基本としつつ、県立自然公園の区域においては、観光資源としての活用を図る。

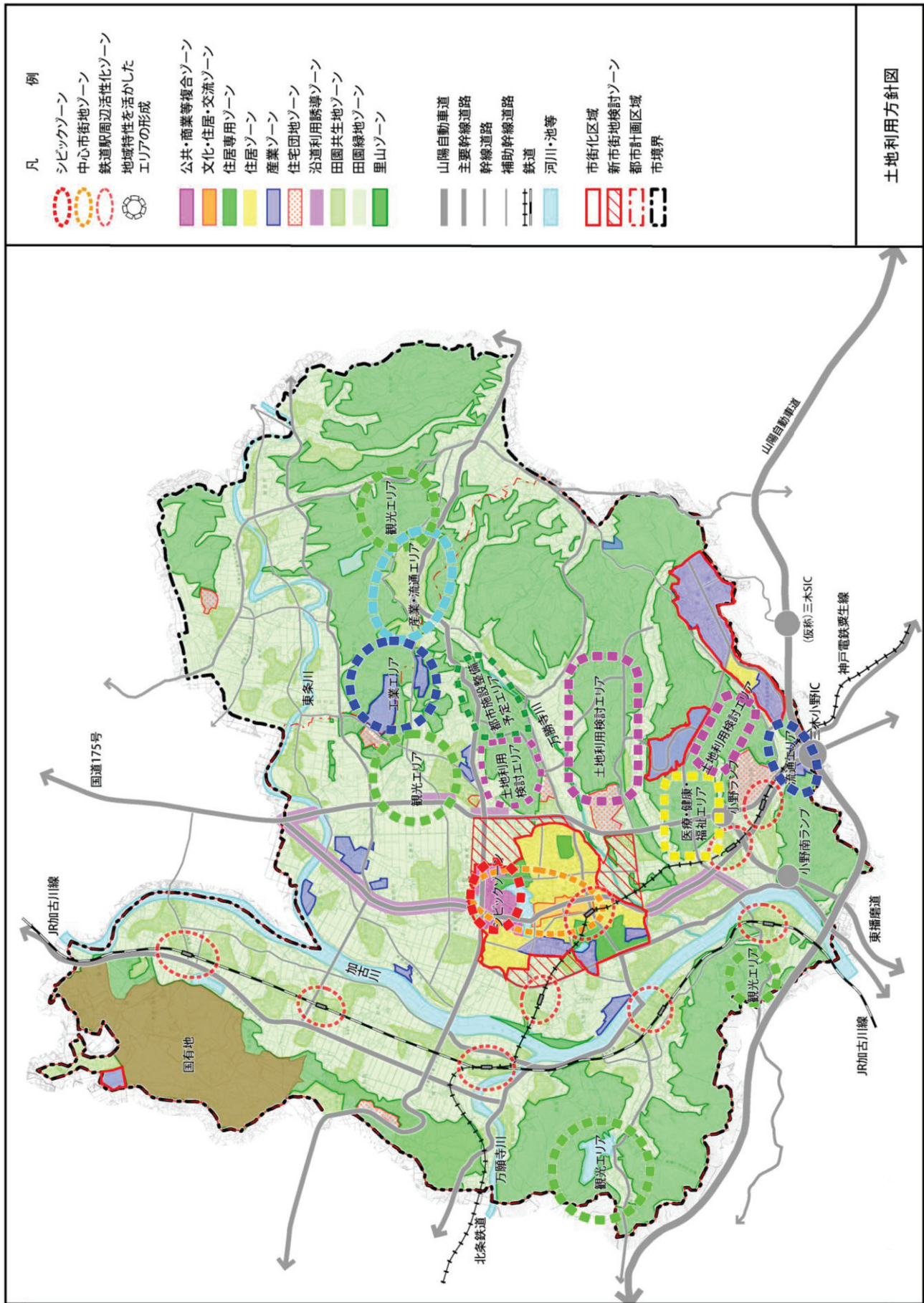


図5-2 土地利用方針図

2) 都市施設整備方針

① 道 路

ア. 地域間を連絡する幹線道路網の整備、充実

国道 175 号や東播磨道などの主要幹線道路を活用し、広域交通の利便性向上による都市間連携の強化や、市民の日常生活や地域産業面における移動の利便性向上等を図る。また、災害発生時における医療施設等への輸送路や、支援物資等の物流網となりうる強靱な整備を推進する。

イ. 市街地の幹線道路網の整備、充実

幹線道路や補助幹線道路の安全性や快適性を考慮した道路交通網の形成に努める。また、市街地を中心に幹線道路網を展開し、地区間の連携による市内交通ネットワークの強化を図る。

ウ. 歩行者用道路の整備推進

歩行者用道路におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、通学路のカラー舗装や横断歩道の明示など、子どもや高齢者、障がい者等を含めたあらゆる市民が、安全に暮らせるまちづくりを推進する。

エ. 道路橋における長寿命化の推進

道路橋の耐震性や安全基準などの点検を定期的に行い、補修対策を実施し、長寿命化を図ることによって道路橋の安全性を確保する。

② 公共交通機関

ア. 鉄道の利便性向上と駅舎及び駅周辺の整備推進

駅周辺において、特別指定区域制度等を活用した地域活性化や定住対策を推進する。また、事業者や関係機関に対する、利用者ニーズに合わせたダイヤ設定や、鉄道やバスとの乗り継ぎのスムーズ化等の要請、P&R（パーク・アンド・ライド）の推進等による、鉄道の利便性向上に努める。さらに、沿線市町と連携を図り、市外や県外から鉄道を利用した訪問客の増加に努める。

イ. 市内循環交通システムの充実

利用者ニーズに合わせたダイヤやルートの見直し、商業施設や公共施設等への直通便を含む新ルートの検討、停留所の再配置、鉄道やバスとのスムーズな乗り継ぎ、フリー乗車区間の拡充等を検討する。さらに、近隣市町との連携を強化しコミュニティバスの乗り継ぎを可能にするなど市域間における広域連携を検討する。また、デマンド交通を活用し、免許返納者等が自宅から目的地までスムーズに移動できる、交通システムの構築に努める。

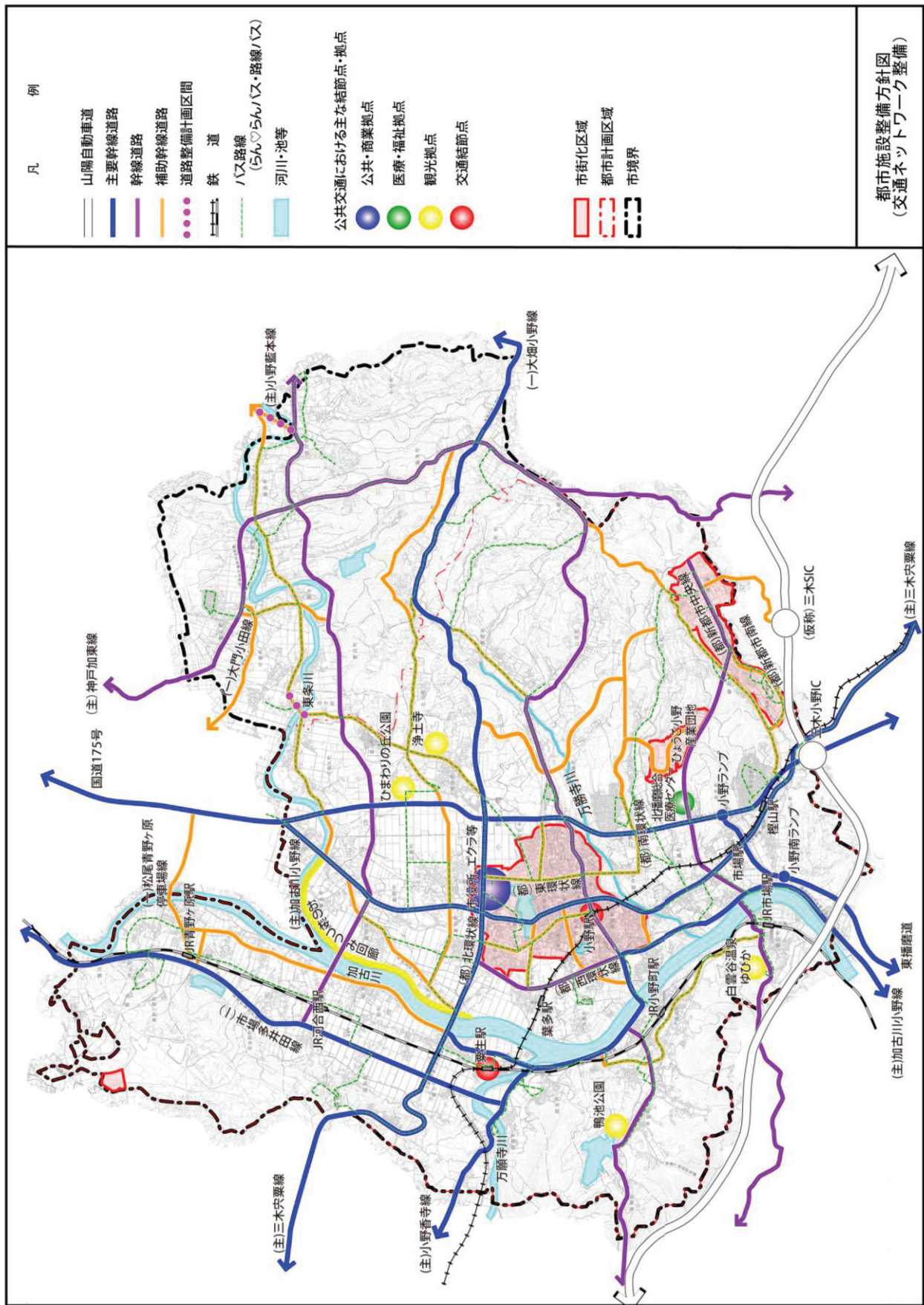


図5-3 都市施設整備方針図（交通ネットワーク整備）

③河川

ア. 河川治水事業等の促進

MIZBE^{ミズベ}ステーションを整備し、水防活動の拠点としての機能を強化する。一級河川加古川をはじめとする主要河川において、治水や環境整備、災害予防の河川整備事業を促進する。

イ. 加古川における河川改修の促進及び水と緑のネットワークの形成

一級河川加古川における堤防の強化や水防活動に努める。また、おの桜づつみ回廊を活かした良好な水辺空間の形成など、水と緑のネットワークの形成に取り組む。

④上・下水道

ア. 上水道の安定供給

安定した水源を確保するとともに、上水道施設の整備（耐震化、老朽化対策）、機能の充実を図り、安全で安心な飲料水の安定した供給を図る。

イ. 浸水想定区域等での雨水排水施設整備の促進

内水浸水想定区域調査結果に基づき、市街化区域の雨水排水施設整備を促進し、市街地環境の安全性の向上を図る。

ウ. 公共下水道等の整備促進

加古川上流流域下水道事業を促進するとともに、小野市公共下水道事業の充実を図り、快適な居住環境等の確保と公共用水域の水質向上を図る。

エ. 公共下水道区域外での水洗化

公共下水道区域外の小型合併浄化槽区域においては、小型合併浄化槽設置整備事業等による生活排水処理対策を促進する。農業集落排水事業区域を公共下水道区域へ編入するため、公共下水道への接続を推進する。

オ. 上・下水道管等施設の修繕や長寿命化の推進

上・下水道管等施設について、更新及び修繕等を計画的に行い、施設の長寿命化を推進する。

⑤その他

ア. 広域的利用施設における広域的連携の推進

ごみ処理などの環境衛生や、医療・福祉等における市域を越えた広域的な取り組みに向け、近隣市町との連携を強化し、広域利用施設の適切な配置の検討と維持管理に努める。

イ. 公共機能の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、都市公園などの公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などを総合的かつ計画的に推進する。

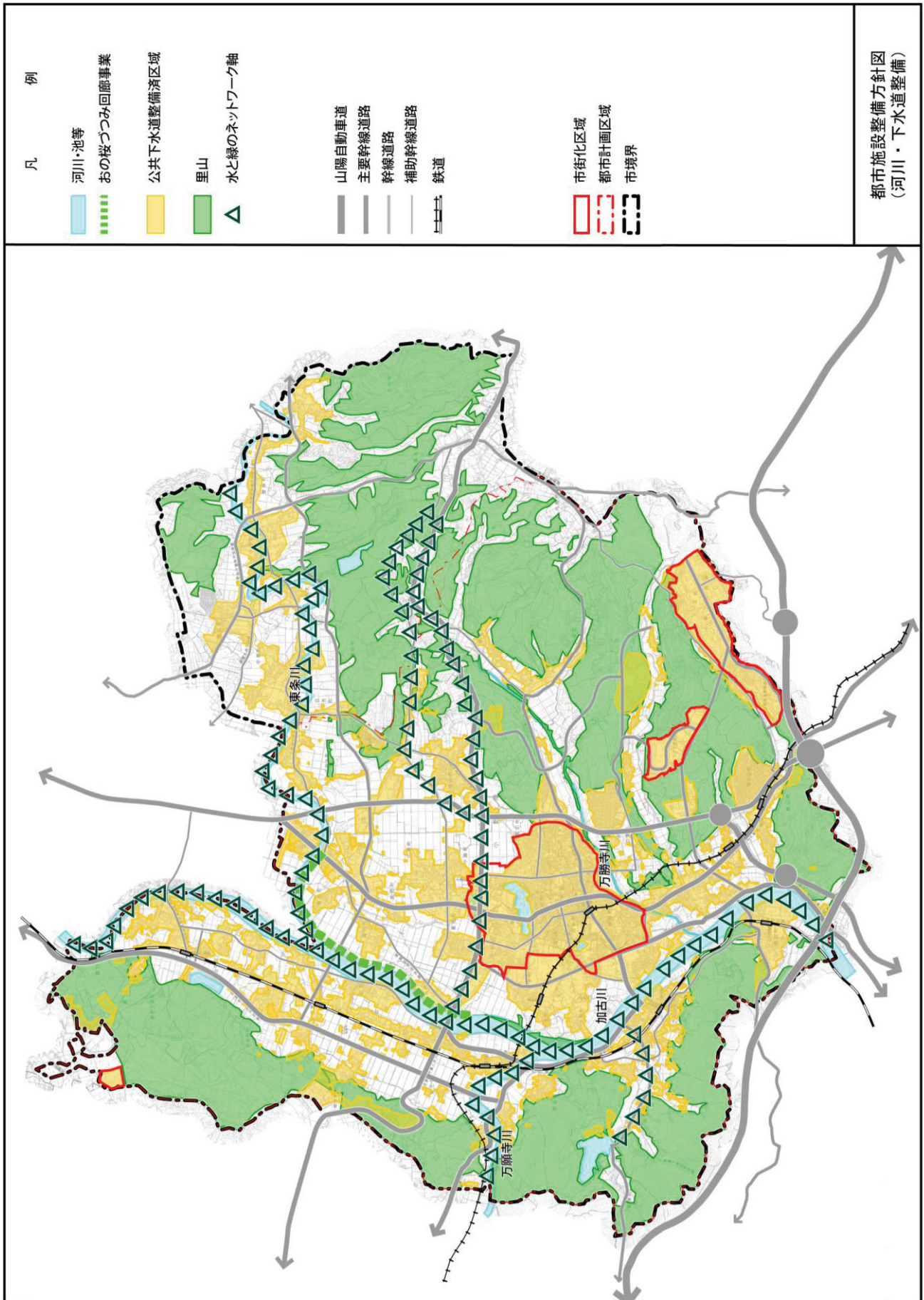


図5-4 都市施設整備方針図（河川・下水道整備）

3) 水と緑のネットワーク・景観形成の方針

①公園・緑地の整備方針

ア. 公園や広場の整備、充実

緑の基本計画に基づき、公園や広場の整備や維持管理、緑化の推進、自然環境の保全などの取り組みを総合的かつ計画的に遂行する。公園や広場は、市民の日常生活における憩いや交流の拠点、かつ、災害発生時における防災拠点としての役割を目指す。

また、将来的な人口フレーム、土地利用の動向や需要等を考慮し、公園等の機能再編と適正な配置の検討により、公園等の統廃合による公共施設の最適化を図る。

イ. 地域文化等を活かした公園、広場の整備

城跡や廃寺などの歴史的資源は、文化的価値として継承するとともに、公園や広場としての活用を検討し、地域文化と融合した土地利用を推進する。

ウ. 市民との協働により守り育てる公園・緑地づくり

身近な公園や緑地等は、常に快適で安全な都市空間として維持管理される必要があり、愛着心や施設利用のモラルの向上など、公園等に対する思い入れや維持管理意識の高揚を育む必要がある。そのためには、市民に身近な公園整備にあたり、市民参加による計画づくりを行うなど、地域と行政が一体となった公園整備を推進するとともに、地域と行政とのパートナーシップを強化し、市民主導による緑化空間の維持・管理を進めるなど、緑化の意識向上と緑化活動の推進を図る。

②都市景観形成の方針

ア. 安心とにぎわいを感じる都市景観の形成

シビックゾーンから神戸電鉄小野駅周辺にかけての中心市街地において、歩いて暮らせる安全で快適な歩行空間を確保する。また、歩行空間や沿道に花と緑を配置し、安心と憩いを感じる都市景観の形成に努める。

イ. 潤いと安心を感じる都市景観の形成

市街地では、地域住民が主体となり策定するまちづくり構想等に基づき、地区計画や建築協定等を策定し、地域と行政の協働により潤いと安心が感じられる都市景観の形成に努める。

ウ. 鉄道駅周辺等の環境整備

駅前広場等における花壇の設置や植栽・植樹等により、鉄道利用者が安心して快適に過ごせる鉄道駅周辺等の環境整備に努める。

エ. 都市の緑化促進

「彩と香りのまちづくり ガーデニングシティおの」を目指し、おのガーデニングボランティアによる公共施設周辺や国道沿いの緑化活動を支援し、市民等と行政との協働による都市の緑化を促進する。また、小野工業団地やひょうご小野産業団地等の産業ゾーンにおいては、周辺環境と調和した景観形成に努める。

③自然環境保全の方針

ア. 里山と緑の環境・景観の保全、活用

緑の基本計画や緑豊かな地域環境の形成に関する条例等に基づき、森林や里山環境を保全し、水源のかん養、山地災害の防止、生物多様性の保全など多面的機能の維持を図る。

イ. 里山整備事業の推進

市内各所に里山と緑の拠点地区を形成し、ひまわりの丘公園・浄土寺、こだまの森、鴨池公園をそれぞれ中央の拠点、東の拠点、西の拠点と位置づけ、里山と緑が調和する自然環境の形成を目指す。

ウ. 水と緑のネットワーク軸の形成

一級河川加古川を骨格軸として、東条川や万願寺川などの主要河川へと展開し、里山と緑の拠点へとつなぐ「水と緑のネットワーク軸」を形成し、良好な水環境や生態系の保全、生物多様性の確保、都市環境の向上を目指す。

エ. 郷土の田園環境・景観の保全

市街化区域外の農業集落において、将来の農用地の保全・有効利用の在り方を定める地域計画の作成を踏まえ、農村環境を維持、保全できる体制の構築を推進する。また、この計画に基づき、農業との調整を図った上で、農業生産環境の保全はもとより、郷土の景観や田園景観の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地域文化の継承など多面的機能の維持に努める。

オ. 緑豊かな地域づくり

都市計画区域外の区域においては、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」により、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から、自然環境に調和した開発を誘導し、緑豊かな地域環境により憩い安らぎを感じる都市空間の形成を図る。

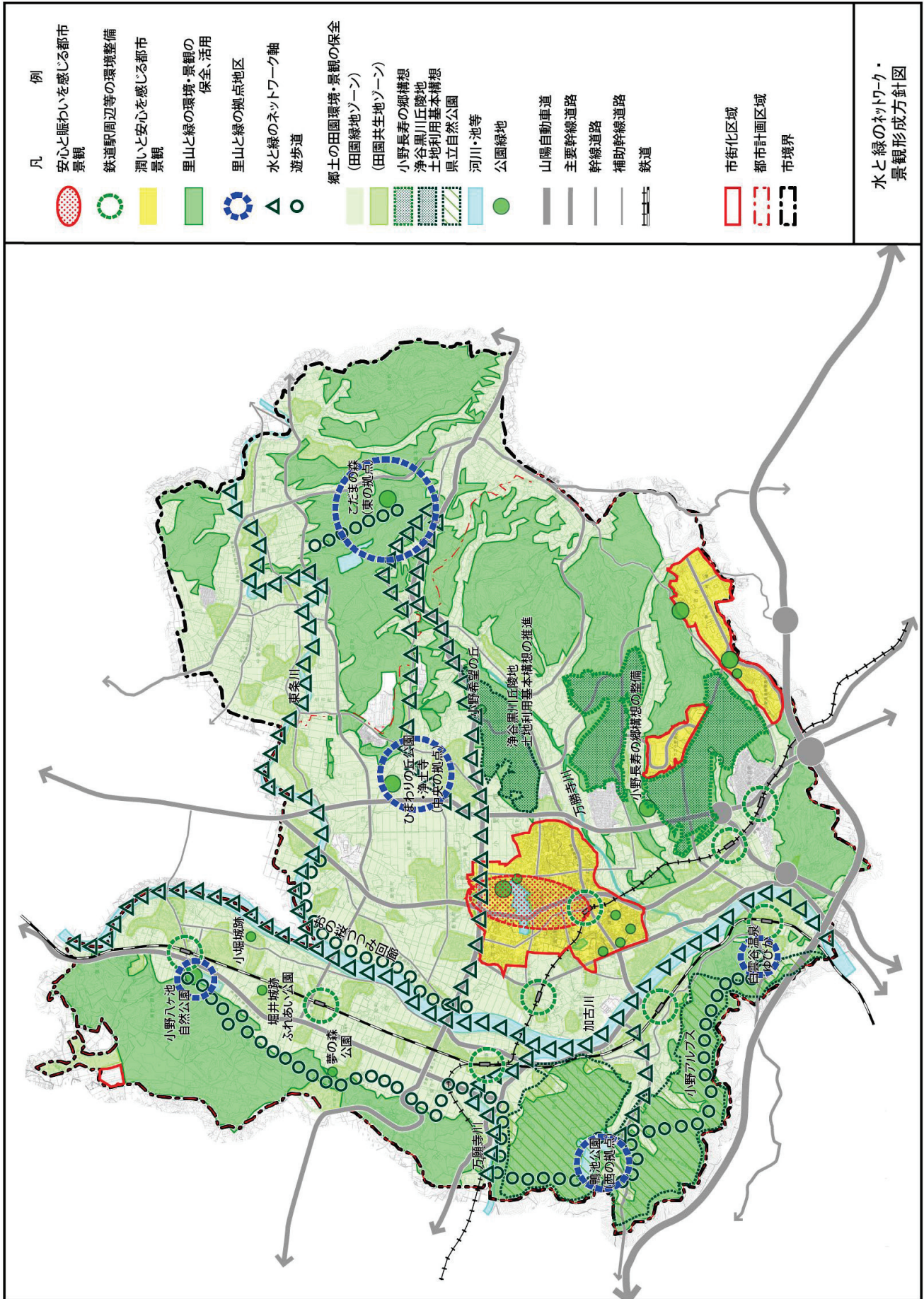


図 5-5 水と緑のネットワーク・景観形成方針図

4) 市街地整備・住宅地整備の方針

①市街地の整備方針

ア. 中心市街地の整備

中心市街地では、シビックゾーンへの公共・商業機能の集積や、小野商店街周辺の用途の見直しなど、エリアごとの適切なゾーニングを推進する。また、花と緑が溢れ自然と調和する幹線道路や歩行空間の整備を推進し、憩いと安らぎを感じる中心市街地の形成を図る。

イ. まちなか居住の促進

公共・商業施設の集積、公共交通の充実、空き家・空き地等の利活用による交流空間の創出や、花と緑であふれる公園や広場を設けることで「歩きたくなる」まちを目指し、活気とにぎわいがあふれるまちなか居住を推進する。

②市街地周辺等の整備方針

ア. 小野長寿の郷構想の推進

小野長寿の郷構想に基づき、医療・健康・福祉機能の更なる充実と高齢者を中心に三世代が交流する健康・安心・生きがいのまちづくりを推進し、近接する産業団地の就労者や移住者等の受け皿となる住宅地の確保に努める。

イ. 新市街地検討ゾーンにおける土地利用の考察

市街化区域の外縁部や主要幹線道路沿い等における新市街地形成を計画的に進め、将来の市街地規模等を見据えた上で、新たな商業地や住宅地等の確保を考察する。

ウ. 鉄道駅周辺活性化ゾーンにおける土地利用の検討

駅周辺の自然環境や建物の立地環境等を鑑み、特別指定区域制度や地区計画等を活用した土地利用を検討する。

エ. 市街地以外における土地利用の検討

市街化調整区域の集落地等では、特別指定区域制度等の活用により、郷土の景観や田園景観と調和する土地利用を推進し、地域の活力の向上に努める。また、都市計画区域外においては、秩序ある住宅地の形成を図るため、将来的に、都市計画区域への編入を検討する。

③その他の住宅整備に関する方針

ア. 公営住宅の整備、集約化

小野市住生活基本計画及び小野市営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅の建替えや集約等による長寿命化を図り、適切な維持管理に努める。

イ. 住宅地・集落地等における空き家対策

「小野市空き家等の適正管理に関する条例」（平成 25 年 1 月 1 日施行）に基づき、特定空家等の防止と、特定空家等に対する適正な処置に努める。また、空き家の利活用や流通促進に向けたプラットフォームの構築などの仕組みづくりを検討する。

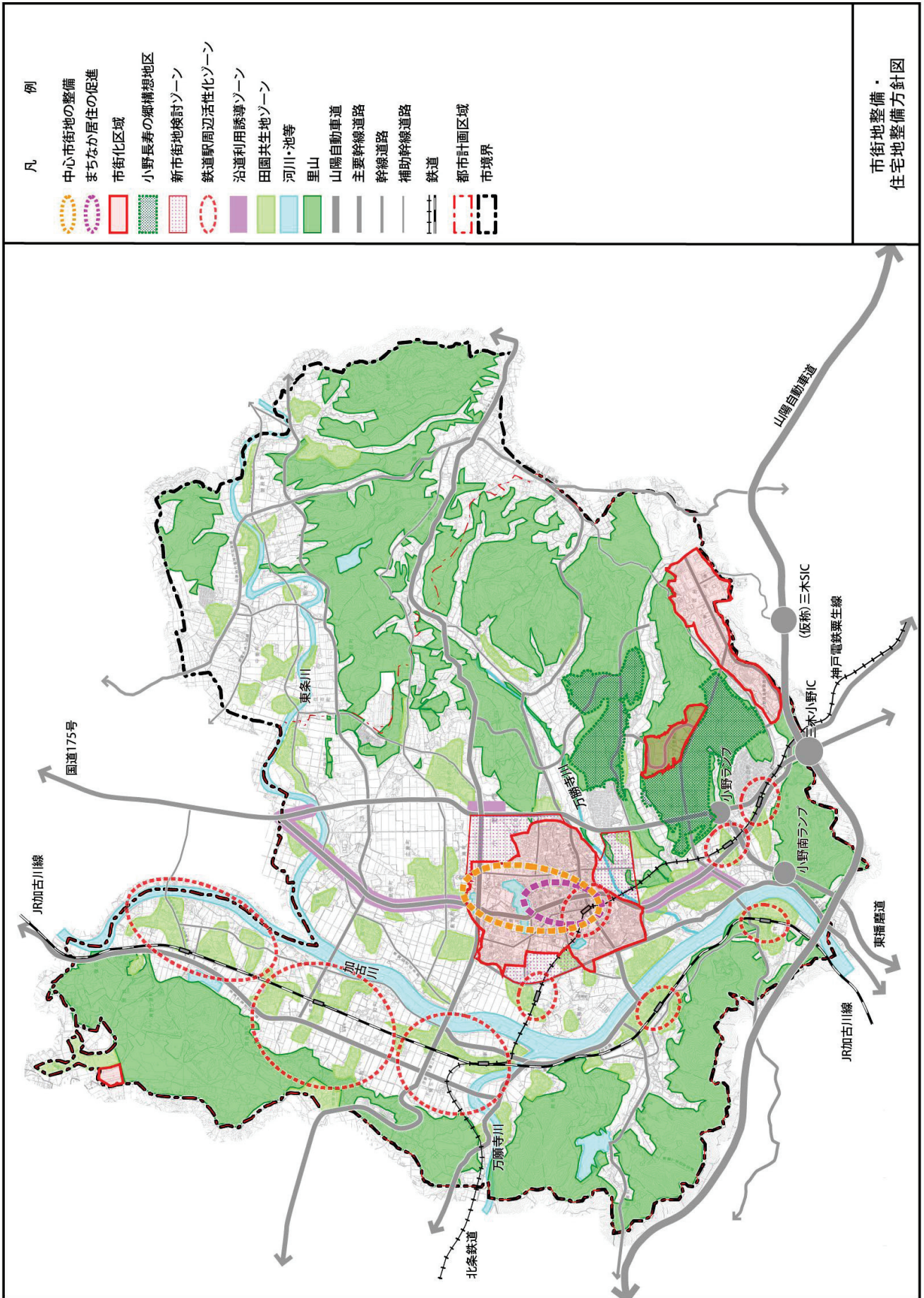


図5-6 市街地整備・住宅地整備方針図

5) 都市防災方針

①安全な市街地づくり

東播都市計画防災街区整備方針において課題地域とされている上本町、本町一丁目及び東本町周辺等の密集市街地を中心に、最低敷地面積の遵守、建物の耐震化、避難路や防災空地の確保等による安全な市街地づくりに努める。

②地域防災拠点等の充実

災害発生時における救援・救護、復旧活動等の拠点となる「地域防災拠点」を市内各所に指定するとともに、学校やコミュニティセンター等の公共施設を「指定避難所」に指定し、被災者等の収容や応急生活場所として機能させる。また、平常時における地域交流拠点、災害発生時における緊急活動拠点として「MIZBE^{ミズベ}ステーション」の整備を推進する。

③防災公園の整備と充実

小野希望の丘陸上競技場（アレオ）がある浄谷黒川丘陵地において、大池総合公園に代わる災害発生時の救援活動拠点としての防災公園の整備計画を推進する。必要な支援物資の確保や、主要幹線道路との連結等に努め、防災公園としての機能充実を目指す。

④市民参加による防災まちづくり

小野市安全安心メールやひょうご防災ネット、小野市公式 LINE アカウントなどの通信手段や小野市防災マップなどを利活用し、災害に関する情報を周知し、市民の防災意識の高揚を図る。また、地域住民と行政との協働による避難訓練や避難ルートの確認等を行うことで防災知識の普及活動に努める。こうした日頃からの防災への取り組みを強化し、地域で助け合う「共助」、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、公的機関による救助活動や支援物資の提供などの「公助」の組み合わせによる防災まちづくりを目指す。

表 5 - 1 指定避難所一覧

図番号	施設名称	図番号	施設名称
1	小野市立小野小学校	16	コミュニティセンターおの
2	小野市立小野東小学校	17	コミュニティセンターかわい
3	小野市立河合小学校	18	コミュニティセンターきすみの
4	小野市立来住小学校	19	コミュニティセンターいちば
5	小野市立市場小学校	20	コミュニティセンターおおべ
6	小野市立大部小学校	21	コミュニティセンター下東条
7	小野市立中番小学校	22	小野市伝統産業会館
8	小野市立下東条小学校	23	あお陶遊館アルテ
9	小野市立小野中学校	24	うるおい交流館エクラ
10	小野市立河合中学校	25	児童館チャイコム
11	小野市立小野南中学校	26	兵庫県立小野高等学校
12	小野市立旭丘中学校	27	兵庫県立小野工業高等学校
13	小野市立小野特別支援学校	28	白雲谷温泉ゆびか
14	小野市立総合体育館アルゴ	29	小野市立図書館
15	小野市立匠台公園体育館アクト		

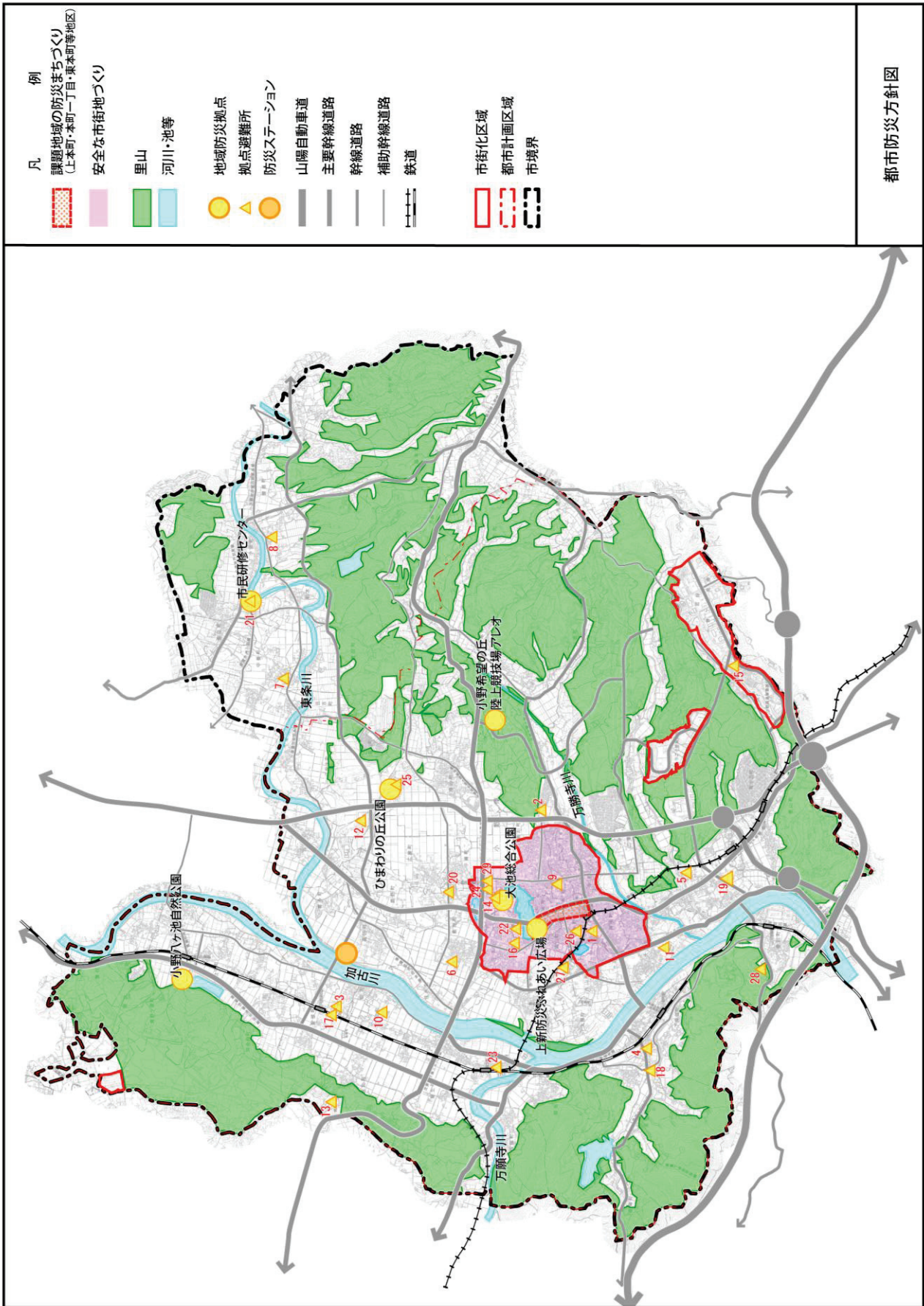


図5-7 都市防災方針図